

附則

(実施期日)

本約款は平成 11 年 4 月 1 日から施行します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 2 月 5 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 2 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 15 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

8M コース	24M コース
30M コース	40M コース

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 2 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約【地デジ・BS パック (1 年契約)】	第 1 種定期契約【J:COM TV My style (1 年契約)】
-------------------------------	--------------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 24 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 24 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。

(経過措置)

この「大学生協 NET 学割 4 年キャンペーン」は平成 24 年 2 月 15 日から、平成 24 年 4 月 15 日までに、本約款の 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 24 年 4 月 30 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して 48 ヶ月間は月額料金額について、2,881 円（税込 3,111 円）を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす加入者に限り適用します。

- (1) 当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの
- (2) 当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの
- (2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの
- (3) 当社に登録されていない大学の生徒
- (4) 当社が定める、契約者グループを設定して提供するサービスの提供を受けているもの
- (5) インターネット接続サービスの設置先が共同住宅および集合住宅（2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの以外の世帯

4 当社は、本キャンペーンの適用から 2 年間に途中で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部若しくは全部を解約した場合に本キャンペーンの解除料 13,333 円（税込 14,399 円）を請求します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。但し、第 24 条（利用の制限）第 5 項に定める規定は、平成 24 年 4 月 16 日以降準備出来次第実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改定規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

本改正規定より前に実施されている附則においては、「無線ホーム LAN」は、「J:COM ホーム Wi-Fi」と読み替えるものとします。

(経過措置 2)

この「J:COM 学割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、本約款に定める 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 3,619 円(税込 3,908 円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅(2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所が J:COM In My Room 対応物件になる場合は J:COM In My Room 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。

(3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料 6,000 円(税込 6,480 円)を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM In My Room のインターネット対応物件となる場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ケーブルネット神戸芦屋、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社および豊中・池田ケーブルネット株式会社との間で締結しているインターネット接続サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供するインターネット接続サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の会社の約款規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の会社のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社のインターネット接続サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第1条 (適用)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成25年5月6日までに本キャンペーンの申込みがあり、平成25年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象局	対象サービス	減額料金	適用期間
大阪局、堺局、かわち局、りんくう局、和泉・泉大津局、和歌山局、宝塚川西局、北摂局、神戸芦屋局	本約款の第3種定期契約	952円	12ヶ月
	本約款の第4種定期契約	(税込 1,028円)	
	本約款の第6種定期契約	※このキャンペーンの申込みと同時に初めて J:COM に加入される方は 1,904.8円 (税込 2,057円)	
	本約款の第5種定期契約	952円	6ヶ月
	本約款の第9種定期契約	(税込 1,028円)	
	電話サービス契約約款に定める第7種定期契約	952円 (税込 1,028円)	3ヶ月
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約		
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約		
	電話サービス契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952円 (税込 1,028円)	6ヶ月
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス		
J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第7種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス			
本約款の第11種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース	952円 (税込 1,028円)	9ヶ月	

	本約款の第 12 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース		
神戸三木局、南大阪局、大阪セントラル局、北河内局、京都みやびじょん局、吹田局、高槻局、東大阪局、豊中・池田局	本約款の第 3 種定期契約	952 円	12 ヶ月
	本約款の第 4 種定期契約	(税込 1,028 円)	
	本約款の第 6 種定期契約	※このキャンペーンの申込みと同時に初めて J:COM に加入される方は 1,904.8 円 (税込 2,057 円)	
	本約款の第 5 種定期契約	952 円	6 ヶ月
	本約款の第 9 種定期契約	(税込 1,028 円)	
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約	952 円	3 ヶ月
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約	(税込 1,028 円)	
	プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	952 円	6 ヶ月
	J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス加入契約約款に定める J:COM TV デジタルサービス	(税込 1,028 円)	
本約款の第 11 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース	952 円	9 ヶ月	
本約款の第 12 種定期契約に定める 40M コースまたは 160M コース	(税込 1,028 円)		

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みであること
- (4) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

(2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年10月31日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月9日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年1月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置1)

この「J:COM 学割キャンペーン NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、本約款に定める160MコースおよびJ:COM ホームWi-Fi サービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、月額利用料を3,619円(税込3,908円)とします。

- 2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。
- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
 - (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
 - (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
 - (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
 - (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合
- 4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から24ヶ月未満で160MコースおよびJ:COMホームWi-Fiサービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料6,000円（税込6,480円）を請求します。
- 5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。
- (1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合
- 6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置2）

この「J:COM学割キャンペーン TV+NETコース」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は本改正規定実施の日から、平成26年4月30日までに、TVサービス加入契約約款に定めるJ:COM TVスタンダードサービス契約者（高機能型STBタイプIVの提供を受ける契約者に限ります。）から、本約款に定める160MコースおよびJ:COMホームWi-Fiサービス対応型の端末接続装置に新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成26年2月1日から平成26年5月31日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を1と起算して48ヶ月間は、月額利用料を3,619円（税込3,908円）とします。

- 2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。
- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
 - (2) 当社が定める集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅）に入居する者
 - (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。
- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、本約款に定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
 - (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
 - (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービスの一部もしくは全部を解約した場合は契約解除料 6,000 円（税込 6,480 円）を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 3 種定期契約もしくは第 4 種定期契約（お得プラン）または、第 5 種定期契約もしくは第 9 種定期契約（パック）、第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約（セレクト、コース I および 12M コースを除きます）、第 13 種定期契約もしくは第 14 種定期契約（スマートお得プラン EX）、第 15 種定期契約（In My Room スマートお得プラン EX）、第 17 種定期契約もしくは第 18 種定期契約（スマートセレクト EX）、第 19 種定期契約もしくは第 20 種定期契約（スマートお得プラン）、第 21 種定期契約（In My Room スマートお得プラン）、第 22 種定期契約もしくは第 23 種定期契約（スマートセレクト、12M コースを除きます）、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）、または当社が別に定める電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約（In My Room NET パック）および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービスに申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して下記に定める期間、月額利用料から下表に定める額を減額します。ただし、加入月は日割りにて割引を行ないます。

(1) 本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス（本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス）を利用されていない場合

定期契約名	適用期間	減額
お得プラン	12 ヶ月	1,905 円（税込 2,057 円）

スマートお得プラン	12 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートお得プラン EX	12 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
In My Room スマートお得プラン	12 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
In My Room スマートお得プラン EX	12 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
セレクト (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
セレクト (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートセレクト (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト EX	9 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
パック	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約 (In My Room NET パック)	3 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
電話サービス約款もしくはプライマリ電話サービス約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約 (In My Room NET パック) および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)

(2) 1号に規定する以外

定期契約名	適用期間	減額
お得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートお得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートお得プラン EX	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
In My Room スマートお得プラン	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
In My Room スマートお得プラン EX	12 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
J:COM TV My style NEXT (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
J:COM TV My style NEXT (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
スマートセレクト (40M コース)	9 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
スマートセレクト (160M コース)	6 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)

スマートセレクト EX	9 ヶ月	1,905 円 (税込 2,057 円)
パック	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
プライマリ電話サービス約款に定める第 7 種定期契約もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約	3 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)
プライマリ電話サービス約款に定める第 7 種定期契約もしくは J:COM PHONE プラスサービス約款に定める第 7 種定期契約および J:COM TV サービス約款に定める J:COM TV デジタルサービス	6 ヶ月	952 円 (税込 1,028 円)

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本約款に定めるインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 他社が提供する固定系のインターネット接続サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けているか、または申込済みである場合
- (4) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

平成 27 年 1 月 23 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

平成 27 年 2 月 27 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成 27 年 3 月 17 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成 27 年 3 月 23 日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

平成 27 年 4 月 1 日から準備ができ次第、実施します。

(蓄電池サービスに関する経過措置)

第 1 条 提供条件

当社は、この改正規定の日から別途当社が定める期間、次の条件を全て満たす加入者について、当社の請求額から 1,910 円（税込 2,062 円）を毎月割り引きます。

- (1) 当社が定める集合住宅以外の世帯であること
- (2) 40M コース、100M コース、160M コースに現に加入している、もしくは (3) への申込みと同時に加入申込みを行う者
- (3) ONE エネルギー株式会社が提供する蓄電システムレンタルサービス（以下「蓄電池サービス」といいます）に新規加入申込みをする者

第2条 割引の継続条件

当社は、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当しない限り、割引を継続します。ただし、この条件により割引期間の終了を回避するものではありません。

(1) 当社サービス（J:COM NET 以外のサービスも含まれます）への支払いについて、滞納があった場合

(2) ONE エネルギー株式会社への支払いについて、滞納があった場合

第3条 割引の終了

当社は、別に定める期間を終了した場合に、この割引を終了します。また、割引を受ける加入者が、下記に定める条件に該当する場合も、この割引を終了します。

(1) J:COM NET サービスの解約もしくは解除を行う場合または、第1条第1号に該当しない J:COM NET サービスに変更した場合

(2) 蓄電池サービスを解約した場合

(3) 加入者が転居した場合

2 本割引サービスは、当社の都合により、サービスを中止する事があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月27日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月26日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月11日から準備ができ次第、実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 10 月 29 日から実施します。ただし、料金表に定める定期契約の内、第 29 種定期契約および第 30 種定期契約、第 31 種定期契約は、平成 27 年 11 月 1 日より実施とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、既に以下のコースの契約をしている場合、現行のコースへの変更には機器の交換が必要になる場合があります。

(1) 旧 40M コースから 120M コースへの変更

(2) 旧 100M コースおよび 160M コースから 320M コースへの変更

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 2 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 31 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) 320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税込 2,057 円）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに 320M コースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) 320M コースの料金額（月額）を 1,905 円（税別）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、2019年6月30日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月23日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年8月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月15日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月19日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月21日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2023年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税込2,095円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年10月13日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年3月16日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たに320Mコースに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) 320Mコースの料金額(月額)を1,905円(税込2,095円)とします。

(2) 第5条(最低利用期間)を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。